

タイの非常事態宣言について

概要

1. コロナウイルス感染の恐れがある場所に行かないこと

2. コロナウイルス感染の恐れがある場所を閉鎖すること

※居酒屋、博物館、乗り物のターミナル、デパート、映画館や競技場などの娯楽施設等。

食品スーパーやコンビニエンスストアなど、生活必需品を扱う店の営業は認める。

3. 外国人は原則入国禁止（外交官やパイロット、その他の首相が認める者などを除く）

4. 食料・日用品等を買いだめしないこと

5. 多人数で集合して不適切な活動をしないこと

6. タイ本国に事業あるいは住居を持たない外国人が入国する際は、ビザ審査を慎重に行うこと

7. 営業が禁止されない場所：病院、薬局、風俗店以外の料理を提供する店、テイクアウトの店

8. 国内の県境を越える往來を自粛すること。

9. 1~5 に反した行為に対しては処罰を与える。

期限は 4 月 30 日までの予定となっています。

実習生の帰国について

・タイ国籍の人はタイへ入国することはできますが、日本を出国する 60 時間前までにタイ大使館へ以下の書類を提出し、帰国認定書の発行を申請する必要があります。

1. 所定の帰国者登録用紙
2. 帰国者のパスポートコピー
3. 帰国者のエアチケットのコピー
4. 病院で署名してもらった検査証明書（※よって、帰国する場合は事前に病院で健康診断が必要です。）

大使館から認定書が発行されたら、空港のチェックインカウンターで4の検査証明書と一緒に提出します。

・帰国後は、14日間自宅等で待機（外出は許可制）する事が求められます。

タイ現地の送出し機関より得た情報

バンコクに居住する人が他県に移動する場合、個人情報を登録し、移動後には14日間隔離されます。